

暴力団の無い安全で安心なまち大阪を目指すために

# 大阪府暴力団排除条例

PEACE & SAFE CITY  
OSAKA!  
平成23年4月1日施行



## 条例の基本理念

～暴力団の排除「3ない運動」プラス1～

- 1 暴力団を恐れない
  - 2 暴力団に対して資金を提供しない
  - 3 暴力団を利用しない
- +
- +1 暴力団事務所の存在を許さない

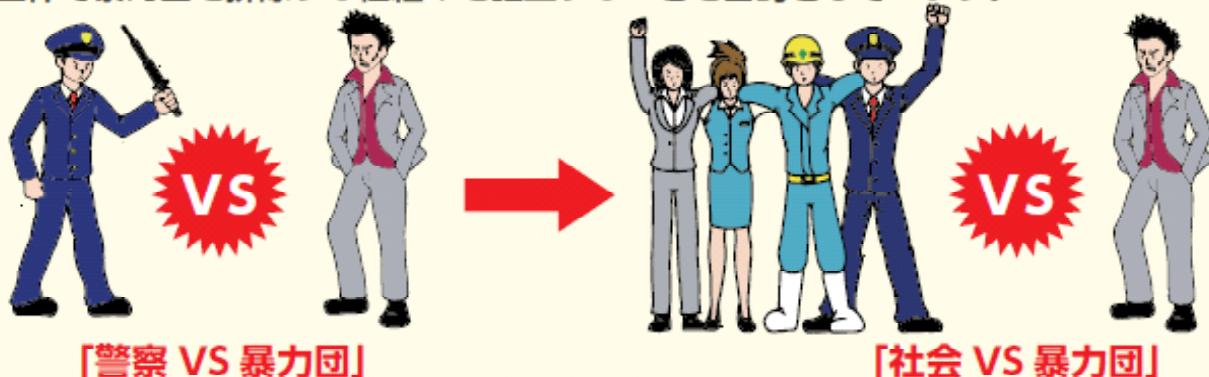
この条例は、暴力団排除における府・府民・事業者の責務を明らかにし、

- ① 公共工事等からの暴力団の排除等
  - ② 暴力団員等に利益の供与をすることの禁止等
  - ③ 学校等の周囲200メートル以内の暴力団事務所の新規開設及び運営の禁止
  - ④ 暴力団事務所に使用されることを知りながら、不動産の譲渡又は貸付けをすることの禁止
- といった暴力団排除に関する具体的施策を定めることにより、府・府民・事業者・警察などが一体となって社会から暴力団を排除するために制定されました。

# I 総則

## 1 条例制定の目的（第1条）

大阪府暴力団排除条例(以下「条例」という)は、府民生活の安全と平穏を確保し、健全な経済活動を実現するため、「公共工事等からの暴力団の排除等」、「暴力団員等に利益の供与をすることの禁止等」、「青少年の健全な育成を図るための措置」、「不動産の譲渡等に関する措置等」について定め、これまでの「警察 VS 暴力団」から「社会 VS 暴力団」という構図に変換し、社会全体で暴力団を排除する仕組みを確立することを目的としています。



## 2 基本理念（第3条）

暴力団が府の区域における事業活動及び府民の生活に不当な影響を与える存在であることにかんがみ、暴力団排除活動のスローガンである「暴力団を恐れないこと」、「暴力団に対して資金を提供しないこと」、「暴力団を利用しないこと」に「暴力団事務所の存在を許さないこと」を新たに加え、府、市町村、府民及び事業者が相互に連携を図りながら、社会全体で暴力団を排除していくこととしています。

暴力団を恐れない

暴力団に対して資金を提供しない + 暴力団事務所の存在を許さない

暴力団を利用しない

## 3 府、府民、事業者の責務（第4条・第5条）

府、市町村、府民及び事業者が一体となり、社会全体で暴力団を排除していくには、府のみならず、府民及び事業者にも責務を課していく必要があります。

すなわち、

- ① 府民が自ら暴力団排除に取り組む
- ② 事業者は、その事業に関し暴力団との一切の関係を持たないようにする
- ③ 府民、事業者共に府が実施する暴力団排除活動に協力し、暴力団排除に役立つと思われる情報を府に提供する

ことで、暴力団を社会から孤立化させ、社会全体で暴力団を排除していくにつながります。

## Ⅱ 公共工事等からの暴力団の排除等

### 1 公共工事等からの暴力団の排除に関する措置（第10条・第11条）

大阪府の公共工事等において、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等の元請負人及び下請負人（第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む）となることを許してはならないとしています。

#### 一 暴力団員及び暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し

##### 公共工事等に係る入札参加資格を与えない



##### 公共工事等に係る入札に参加させない



##### 随意契約の相手方としない

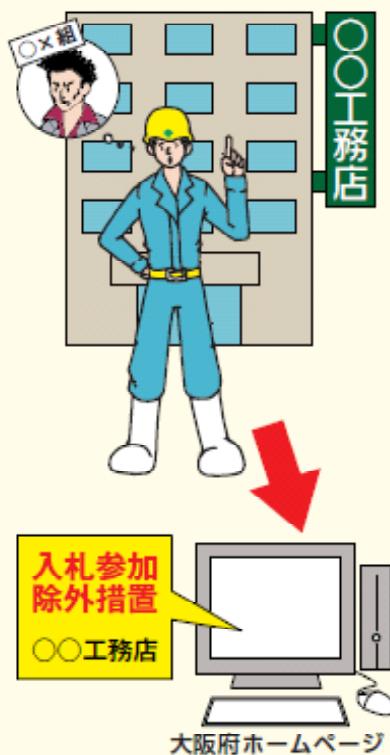


##### 公共工事等に係る契約を解除する



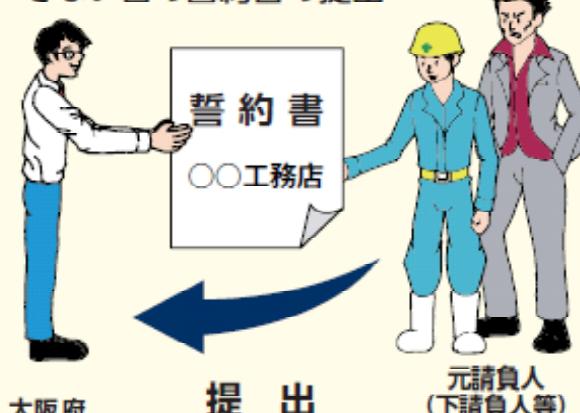
##### その旨を公表する

正当な理由なく入札参加資格を取り下げて1年を経過しない者も含む



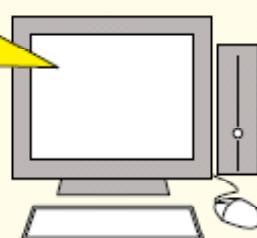
#### 公 表

暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出



違反

入札参加除外措置  
〇〇工務店



大阪府ホームページ

## 2 公共工事等に関する不当介入に係る報告等（第12条）

公共工事等において、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という）をしてはならず、暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けた元請負人又は下請負人等は  
「速やかに府に報告しなければならない」としています。

一 正當な理由なく、府への報告をしなかった元請負人又は下請負人等に対しては

指導 → 勧告 → 公表

の措置がとられます。

### 事例

#### ① 事業者は、暴力団員から言いがかりをつけられた挙げ句、公共工事の建設現場に…



#### ② 事業者は、暴力団員から公共工事の建設現場へ…



#### ③ 事業者は、暴力団員から公共工事の建設現場の騒音を理由に…



#### ④ 事業者は、暴力団密接関係者から、公共工事の下請参入を…



※その他第13条の規定により、「大阪府の事務及び事業」（補助金・交付金・貸付金事務、公の施設の利用等）からも暴力団の排除を図るものとしています。

### Ⅲ 暴力団員等に利益の供与をすることの禁止等

第14条では、事業者が「その事業に関して」暴力団員等(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)又は暴力団員等が指定した者に対し、次の要件に該当する「金品その他の財産上の利益又は役務の供与(以下「利益の供与」と記載)」をすることを禁止しています。

#### ① 暴力団の威力を利用する目的での利益の供与 (第1項違反)

##### 事例

飲食店の経営者が、店でのトラブルに暴力団を利用する目的で利益の供与をした場合。



#### ② 暴力団の威力を利用したことに関する利益の供与 (第1項違反)

##### 事例

建設業を営む事業者が、地元住民の反対運動の抑圧に暴力団を利用し、見返りに利益の供与をした場合。



#### ③ ①及び②のほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与 (第2項違反)

事例 販売店を営む事業者が、商取引で暴力団員に対して、不当な値引き等をする場合。



#### ④ ①、②及び③のほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与 (第3項違反)

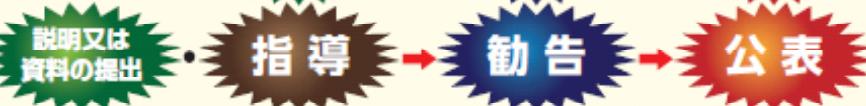
事例 暴力団組長の出所祝い等で宴会場等を提供する場合。



#### ①、②及び③の違反をした場合は



#### ④の違反をした場合は



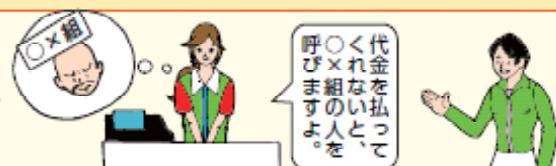
※第16条では、暴力団員等が事業者から利益の供与を受けることを禁止しています。

条例では、この他にも

事業者は、上記のほか、その事業に関し暴力団の威力を利用すること(第15条)を禁止しています。

##### 事例

飲食業を営む事業者が、代金を支払わない客に対して暴力団の威力を利用した場合。



## IV 青少年の健全な育成を図るための措置

### 1 青少年に対する指導等のための措置（第17条）

青少年（18歳未満）が

- 暴力団の排除の重要性を認識する
- 暴力団に加入しない
- 暴力団による犯罪の被害を受けない

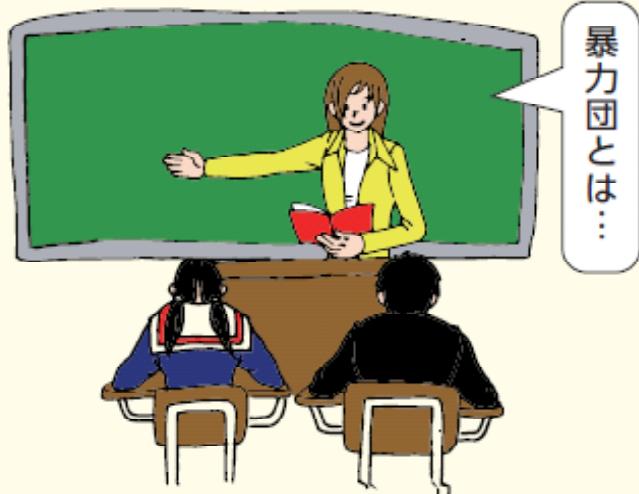
ための指導又は啓発が

「学校」

「地域のコミュニティーセンター」

「青少年が働く職場」

等において行われるよう、情報提供等必要な支援を行うこととしています。



### 2 暴力団事務所の開設及び運営の禁止（第18条）

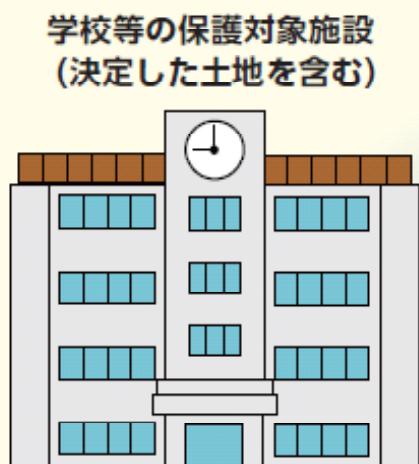
青少年の健全な育成に資する環境を整備するために、

「学校（大学を除く）」「幼稚園」「各種学校」「外国人学校」

「児童福祉施設」「保育所」「公民館」「図書館」「博物館」

「家庭裁判所」「少年院」「保護観察所」

などの保護対象施設の敷地から200メートルの区域内に新規暴力団事務所の開設又は運営を禁止したものです。

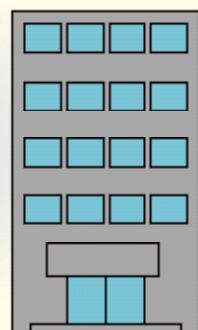


学校等の保護対象施設  
(決定した土地を含む)

違反

200メートル以内

新規暴力団事務所  
開設又は運営



違反をした場合は

**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

# V 不動産の譲渡等に関する措置等

## 1 不動産の譲渡等をしようとする者の責務（第19条）

大阪府下の不動産（地上権の設定を含む。）の譲渡又は貸付け（譲渡等）に関し、遵守事項を設けています。

- ① 何人も、暴力団事務所に使用されることを知つて不動産の譲渡等の契約をしないこと



- ② 不動産を譲渡等をしようとする者は、譲渡等の契約時等に相手方に対し、暴力団事務所に使用しないことを確認すること



- ③ 不動産を譲渡等をしようとする者は、暴力団事務所に使用すれば「契約の解除」「買戻し」できる旨を契約書等に定めること



- ④ 不動産を譲渡等をしようとする者は、暴力団事務所に使用されれば「契約の解除」「買戻し」をするように努めること



## 2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者の措置等（第20条）

不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、暴力団事務所に使用されることを知りながら、譲渡等の代理又は媒介をしてはいけません。

- ① 譲渡等の契約において、譲渡等をしようとする者の遵守事項等について教示及び契約書を確認して助言を行う



- ② 暴力団事務所の用に供されることとなることを知つて、契約の代理又は媒介をしてはならない

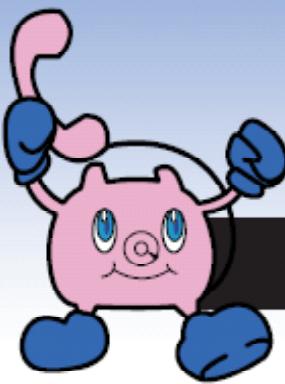


違反をした場合は

説明又は  
資料の提出

勧告

公表



## 条例に関する問い合わせ先

- 大阪府政策企画部青少年・地域安全室 治安対策課  
☎ 06(6941)0351
- 大阪府警察本部刑事部 捜査第四課  
☎ 06(6943)1234
- 大阪府暴力追放推進センター  
☎ 06(6946)8930

---

(このパンフレットは、2,000部作成し、1部あたりの単価は47.145円です。)